平 成 22 年 度

事 業 計 画 書 収 支 予 算 書

平成22年度 事業計画

1. 事業方針

我が国の景気はやや回復傾向にあるものの、雇用情勢の低迷、デフレの進行等不安 定な状況が続いており、依然として厳しい経済状況から脱しえていない環境下にあ る。また一方で、環境対策、デジタルネットワークの進展、市場変化のスピード化等 に対応することが求められており、引き続いて科学技術の振興を一層図っていく必要 がある。

このような状況下において、政府による知的財産戦略も昨年第3期を迎え、その基本方針においては、イノベーション促進のための知財戦略強化、グローバルな知財戦略の強化等を掲げ、世界を見据えた戦略的な施策の実施に向けた取り組みが行われているところである。当協会としても政府の知財施策に沿いながら諸事業を展開していくとともに、我が国における科学技術振興に向けた発明の奨励、将来を担う青少年の創造性開発育成等の諸事業を積極的に実施していく必要がある。

他方、平成20年12月に新公益法人制度が施行され、当協会としても新法人移行 に向けた準備を着実に行っているところである。本年度においては、会員各位の協力 を得ながら、新法人移行に向けた第一段階として発明協会本・支部組織について抜本 的な見直しを行う。

今年度事業計画の重点事項は次のとおりとする。

- (1) 新法人移行に向けた第一段階として、地域における発明奨励等機関の設立を支援 し、また、支部の分離及び地域における発明奨励等機関に必要な助成を行うための 定款改正を行う。
- (2) 当協会の根幹である発明奨励事業及び青少年創造性開発育成事業を着実に推進するとともに、一層の充実に努める。また、新規事業として全国少年少女チャレンジ 創造コンテスト事業を実施する。
- (3) 産業財産権制度の普及啓発に資するため、「中小企業産業財産権制度活用支援事業」及び「地域知財戦略本部が実施する事業」等への参画を図り、着実に事業実施に努める。

また、当協会が行っている自主事業について充実・強化に努める。

(4) 産業財産権制度等における諸問題の研究を積極的に行っていくため、会員等に協力を求めた委員会を活用し、その成果を提供する。

なお、国等からの受託事業については競争的手法による契約となっているため、一 部不確定要素のある事業についても事業計画に盛り込んでいる。

2. 恩賜発明賞・恩賜記念賞の贈呈

皇室より拝受する御下賜金の趣旨に沿い、全国発明表彰においては、優秀な発明を した発明者に恩賜発明賞を、また、全日本学生児童発明くふう展においては、優れた 作品の創作者に恩賜記念賞をそれぞれ贈呈する。

3. 発明奨励振興事業

(1) 全国発明表彰

我が国における優れた発明、考案又は意匠の創作並びにそれらの実施及び奨励等に関し、特に顕著な功績があると認められる者を顕彰することにより、科学技術の振興と産業の発展を図る。

(2) 地方発明表彰

地方自治体をはじめ関係団体の協力を得て、各地方における優れた発明、考案 又は意匠の創作並びにそれらの実施及び奨励等に関し、特に功績があると認めら れる者を顕彰することにより、地方における科学技術の振興と産業の発展を図る。

(3) 青少年創造性開発育成事業

次代を担う青少年の科学技術に対する夢を育み、創造性豊かな人間形成を図るための諸事業を実施する。

① 少年少女発明クラブ

地方自治体及び関係団体の協力の下、全国各地の「少年少女発明クラブ」の 拡充を図る。

また、「少年少女発明クラブ全国会議」を東京都及び地方都市において開催する他、同クラブ指導員の資質向上と指導員相互の交流・情報交換を目的に地域ブロック別・都道府県別に研修会を開催する。

② 全日本学生児童発明くふう展

小学生から高校生に至る児童生徒に、発明くふうの楽しさを体得させるとと もに、その優れた発明くふう作品を顕彰することにより、創造性豊かな人間形 成を図る。

③ WIPO賞の贈呈

世界知的所有権機関(WIPO:国連の専門機関)の協力を得て、全日本学生児童発明くふう展の優秀作品にWIPO賞を贈呈する。

④ 未来の科学の夢絵画展

全国の園児や小・中学校及び在日外国人学校の児童生徒に、未来の科学に関する夢を絵画として表現させるとともに、その優れた作品を顕彰することによ

り、科学的な探究心と創造力の伸長を図る。

⑤ 地域アイデア創作活動事業

地方自治体等と連携し、地域の子供たちに地域社会の課題への解決策となる アイデアを創作(新たな特産物の提案、地域の PR 紙製作等)させることにより、 子供たちの地域社会への積極的な参加と創意工夫活動の充実を図る。

⑥ 全国少年少女チャレンジ創造コンテスト事業

全国の少年少女を対象にコンテスト課題を設定し、作品をチームで共同作成させ、優秀チームを顕彰することにより、ものづくりの楽しさ、チームワークの大切さを体験させるとともに、柔軟なアイデアや豊かな発想力の伸長を図る。

(4) 全国発明振興会議

発明奨励に係る諸施策の推進、産業財産権制度の普及、産業財産権情報の有効活用等を通じて我が国科学技術の振興と産業の発展を図るため、県等地方自治体の発明奨励・産業財産権主管者及び当協会本・支部代表者が一堂に会する全国発明振興会議を岡山県において開催する。

(5) 地域発明奨励等助成事業

地域における当協会と同目的の機関が実施する発明奨励及び知的財産権制度の普及啓発等の事業に対し助成金を交付する。

4. 特許制度普及事業

(1) 発明総合相談指導

産業財産権制度の円滑な運用とその普及啓発を図るため、各地において発明相 談指導を行う。

(2) 中小企業産業財産権制度活用支援事業

地域の中小・ベンチャー企業等を対象とした知的財産に関する一元的な相談窓口を設置し、相談内容に応じた知財の専門家がその場で適切な対応を行うことで、利用者にとって利便性の高い相談窓口の整備を図る。

- ① 全国 47 都道府県支部に知財総合窓口を設置するとともに、中小企業等の抱える悩みや課題を正確に把握し、適切な解決方策を判断する知財活用支援コーディネーターを配置する。
- ② 各地域の中小企業等に知財専門家(弁理士、弁護士、特許情報活用支援アドバイザー、特許流通アドバイザー及び企業等知財経験者OB等)を派遣し、専門指導を実施する。

- ③ 適切な知財専門家が指導助言を行う個別相談会を開催する。
- ④ 各支部にインターネット出願用パソコンを配置し、インターネット出願の指導・相談を行う。

(3) 知的財産権制度説明会事業

知的財産権制度等の一層の普及を図るため、本・支部において各種説明会を実施する。

(4) 中小企業等特許先行技術調査支援事業

出願審査請求制度の適正化に資するため、中小企業・個人等における特許出願後 審査請求前の案件を対象に先行技術調査を実施する。

(5) ワンストップサービス事業

知的財産権制度を活用する中小・ベンチャー企業、金融機関等に対して、知的 財産の創造・保護・活用の各段階の技術的支援を行うワンストップサービス事業 を実施する。

(6) 知的財産権研修教育事業

- ① 企業実務における知的財産に関する高度の専門的知識と戦略的活用に優れた 人材の育成を図ることを目的として、第1課程(法律・条約)、第2課程(特許 管理・実施契約)及び第3課程(特許訴訟・侵害訴訟)にわたる知的財産権本 科研修を実施する。
- ② 知的財産の創造、保護、活用のための多様なニーズに応え、入門、基礎、手続から極めて専門性の高いレベルまで幅広い分野の講座・研修を開催する。
- ③ 政府機関、企業等の委託者の個別研修ニーズに沿う研修プログラムを実施する。
- ④ 知的財産権に係る地方裁判所から最高裁判所までの判決を要約し「知的財産権判決速報」として月1回発行するとともに、Web版も提供する。
- ⑤ 大学教授、裁判所判事等の学識経験者による知的財産権法判例研究会を開催 し、その成果を月刊誌「発明」への掲載等を通じ広く社会に還元する。

(7) 特許流通促進事業

開放意思のある特許を企業、大学及び研究機関等において円滑に流通させることを通じて、中小・ベンチャー企業における新製品開発の活性化、新規事業の創出を図るべく、知的財産を有効かつ戦略的に活用し得る環境整備を行う。

① 特許流通アドバイザー派遣事業 知的財産とその流通に関する専門家である「特許流通アドバイザー」を全国 の都道府県及び大学等の技術移転機関(TLO)へ派遣し、地域の中小企業、ベンチャー企業、大学等への訪問を通じて、保有している特許・技術(シーズ)や導入を望む技術情報(ニーズ)を発掘・収集し、シーズとニーズが合致する企業等のマッチングや特許ライセンス(技術移転)、その他相談業務等の支援を実施する。

併せて、特許流通に関するノウハウの継承を目的として、特許流通アドバイザーを派遣している地方自治体が確保する人材(特許流通アシスタントアドバイザー)に対して、OJT (on the job training) を通じた指導等による人材育成支援を行うとともに、育成の完了した特許流通アシスタントアドバイザー(自治体特許流通コーディネーター)も加えた会議、研修等を実施する。

② 知的財産権取引業育成支援環境整備事業

自立的な特許流通市場に必要な人材の育成、知的財産権取引ビジネスの振興を目的に、(i)特許流通・技術移転に関する国際特許流通セミナーの開催、(ii)特許ビジネス市の開催等の支援を行う。

(8) アジア諸国における知的財産研修等の開催

関係団体及び関連企業から協賛金を募集し、海外の知的財産に関する団体等と 連携しながら、アジア諸国から各国の中核となる者を招聘して研修を実施する。 また、アジア諸国に対する知的財産の普及啓発を図るべく、専門家派遣等を行う。

(9) 発明の日、科学技術週間協賛事業

発明の日、科学技術週間の協賛事業として科学技術の普及・振興並びに知的財産権制度の周知に関する行事を行う。

5. 公報等情報普及事業

インターネットの普及に対応し、産業財産権制度に関する各種Webサービスをはじめ積極的に情報提供サービスを推進する。①DVD-ROM、CD-ROM公報類等の普及・販売、②公報の紙媒体による発行・販売、③公開技報Webサービスの推進、④ホームページ登録サービスの推進、⑤特許マップ作成ソフト並びに分析用データの販売、⑥「2010特許・情報フェア」の開催、⑦総合的な情報提供に向けたポータルサイトの検討・推進等を行う。

6. 図書刊行事業

知的財産尊重の機運が高まる状況において、研究者・知的財産関係者から一般読者

までの多様なニーズに応えられる出版物を企画し、各読者層への幅広い拡販活動に努める。特に、法改正に即した書籍を迅速かつ的確に刊行するとともに知的財産権雑誌「発明」を継続的に発行する。

7. 調査研究事業

産業財産権制度の円滑な運用と普及を図るため、会員等の専門人材を活用した委員会を開催し、知的財産権制度の普及、模倣品問題、国際協力の在り方等についての研究を積極的に行い、広く一般にその成果を提供する。

8. 知的財産保護に関する連携促進事業

海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に 集まった「国際知的財産保護フォーラム」の活動に積極的に参加することにより、民 間関係者の知識の共有化及び官民の情報交換を促進し、模倣品対策のレベルアップを 図る。

9. 外国産業財産権制度支援事業

(1) 産業財産権人材育成協力

- ① アジア太平洋域内の途上国から産業財産権関係者を研修生として受入れ、産業財産権制度等に関する研修を実施する。
- ② 同研修に使用する教材を整備する。
- ③ 帰国研修生のフォローアップのための産業財産権に関するセミナーを開催する。

(2) 産業財産権侵害対策等

① 産業財産権侵害対策等相談

我が国の中小・ベンチャー企業等が諸外国での円滑な権利取得及び権利行使を行うため、産業財産権に関する最新情報を収集・整備し、模倣被害アドバイザーを配置して模倣品・権利侵害対策に関する相談指導を行なうとともに、外国産業財産権制度に関する相談指導を行う。また、地方において産業財産権侵害対策説明相談会を開催する。

② 外国産業財産権制度説明会 中小・ベンチャー企業等に外国産業財産権制度及び模倣品・権利侵害対策に 関する情報の周知・普及を図るため、国内外から専門家を講師として招聘し、 産業財産権侵害対策も含めた諸外国の産業財産権制度に関する説明会を開催す る。

10. 国際交流事業

(1)海外で開催される発明工夫展等に全日本学生児童発明くふう展において優秀な成績を収めた青少年を中心とする日本代表団を派遣する。

また、発明奨励国際フォーラム(IFIP)に参加し、国際的意識の共有化を 図るとともに、団体間の連携を強化すべく、その具体的な取り組みについて意見 交換を行う。

(2) 知的財産創造の奨励と知的財産保護・活用の国際的普及を図るため、世界知的 所有権機関を始めとする世界の知的財産関係機関との協力・連携を一層推進する。

11. 関係省庁協力事業

- (1) 叙勲・褒章並びに科学技術分野の文部科学大臣表彰制度において、本・支部は 候補者の調査・推薦に努める。
- (2) 産業財産権制度関係功労者表彰制度及び産業財産権制度活用優良企業等表彰制度において、本・支部は候補者の調査・推薦に努める。
- (3) 本・支部において特許印紙の普及に努め、出願人、代理人等の円滑な出願手続きを推進する。

12. 支部事業

- (1)支部の分離・独立化に伴い、各地域において発明奨励事業等を実施する地域機関を設立する。
- (2) 各支部は、地方における優れた発明、考案等を顕彰することにより、それぞれの地方における科学技術の振興と産業の発展に寄与するため、発明展を実施する。
- (3) 各支部は、地域の拠点として、発明奨励に係る諸施策の推進、産業財産権制度

- の普及、産業財産権情報の有効活用等に関する事業を行う。
- (4) 各支部は、会員の一層の拡充による支部基盤の強化及び地域経済の活性化を図るため、それぞれの地域における会員獲得に向けた取り組みを充実・強化する。
- (5) 各支部は、地域中小企業等の技術開発、新規事業の創設等を支援するため、各 経済産業局、地方自治体、公設試験研究機関等との連携を強化し、全国各地の知 的所有権センターの業務に参画し、円滑な運営に努める。
- (6) 各経済産業局・地域知財戦略本部が行う事業に対し、本部・支部が連携して積極的に参画し、同事業の着実な実施に努める。
- (7) 支部基盤を強化する諸方策を検討するため、ブロック会議等を開催する。

13. 会員サービスの拡充

会員サービスの拡充を図るため、知的財産関連情報、新技術情報等を機関紙「月報 はつめい」又は会員専用のホームページを通じて全国の会員に提供する。

14. 広報活動

インターネット、機関紙等を通じて当協会の事業活動や知財一般に関する広報 活動を推進する。

15. 業務の合理化

環境変化に対応するため、組織及び業務の直しを行うとともに、事務の的確かつ効率的な処理に努める。

16. 事業監査の実施

当協会事業の適正な運営を確保するため、事業監査室において、業務全般を対象に厳正な監査を行う。

17. 新公益法人制度への対応

- (1) 地域において発明奨励事業等を実施する機関の設立を支援する。
- (2) 支部の分離及び地域における発明奨励機関に必要な助成を行うための定款改正を行う。
- (3) 新公益法人制度に対応した法人への移行について、新法人移行検討委員会において引き続き検討を行う。

収 支 予 算 書 (案)

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:千円)

				(単位:千円
科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
Ⅰ事業活動収支の部				v
1. 事業活動収支の部 1. 事業活動収入				
1. 事 亲 店 勤 収 八 (1)御 下 賜 金	50	50	0	
			0	
	6,750	5,920	830 • 400	
(3)特定資産運用収入	8,408	8,817	▲ 409	
(4)会 費 収 入	272,956	281,373	▲ 8,417	
(5)事業収入	2,318,331	2,674,085	▲ 355,754	
① 発 明 奨 励 振 興 事 業 収 入			(11,842)	
②特 許 制 度 普 及 事 業 収 入	· ·		(▲ 1,291)	
③図 書 刊 行 等 事 業 収 入	· ·		(▲ 52,946)	
④地 方 事 業 収 入			(▲ 170,803)	
⑤公 報 普 及 事 業 収 入	,		(▲ 90,983)	
⑥情報サービス事業収入	, , ,			
(6)補 助 金 等 収 入	2,863,248	3,251,730	▲ 388,482	
①特 許 庁 受 託 事 業 収 入			(▲ 51,594)	
②工業所有権情報・研修館受託事業収入		(1,587,839)	(▲ 241,582)	
③ 特 許 庁 請 負 事 業 収 入	, , , ,	(75,045)	(▲ 53,045)	
④ 工 業 所 有 権 情 報·研 修 館 請 負 事 業 収 入	(46,863)	(73,225)	(▲ 26,362)	
⑤地 域 知 財 本 部 事 業 収 入	(87,639)	(103,538)	(▲ 15,899)	
(7)寄 付 金 収 入	120,000	120,000	0	
①基 金 寄 付 収 入			(0)	
②資 金 寄 付 収 入				
(8)発明会館等賃貸収入	188,282	211,566	▲ 23,284	
(9)雑 収 入	254,180	277,986	▲ 23,806	
事業活動収入計	6,032,205	6,831,527	▲ 799,322	
2. 事業活動支出	-,,	-,1,	,,,,,,,	
(1)事業費支出	4,339,999	3,180,209	1,159,790	
①発明奨励振興事業支出			(5,025)	
②特 許 制 度 普 及 事 業 支 出				
③図書刊行等事業支出		*		
(4) 地 方 · 振 興 事 業 支 出				
⑤公 報 普 及 事 業 支 出			(
⑥情報サービス事業支出	· ·	*	(
⑦地域発明奨励等助成事業及び移管支出				
(2)補 助 金 等 支 出			(1,523,170) • 394,254	
(2)	2,683,184	3,077,438	▲ 394,254	
②工業所有権情報・研修館受託事業支出	· · ·		(1 248,987)	
③特許庁請負事業支出	*		(▲ 53,821)	
④工業所有権情報·研修館請負事業支出			(A 22,252)	
⑤地域知財本部事業支出	· ·			
(3)発明会館等運営支出	26,919	25,453	1,466	
(4)管理費支出	523,472	551,653	▲ 28,181	
① 人 件 費	*			
② 事 務 費			(▲ 10,122)	
事業活動支出計	7,573,574	6,834,753	738,821	
事業活動収支差額	▲ 1,541,369	▲ 3,226	▲ 1,538,143	
Ⅱ投資活動収支の部				
1. 投 資 活 動 収 入				
(1)基 金 取 崩 収 入	461,911	0	461,911	
(2)特 定 資 産 取 崩 収 入	1,131,259	120,500	1,010,759	
(3)貸 付 金 戻 り 収 入	560	1,362	▲ 802	
(4)固定資産売却収入	12,200	0	12,200	
投 資 活 動 収 入 計	1,605,930	121,862	1,484,068	
2. 投 資 活 動 支 出				
(1)特 定 資 産 支 出	60,000	60,000	0	
(2)貸 付 金 支 出	0	0	0	
(3)固定資産取得支出	0	50,500	▲ 50,500	
投資活動支出計	60,000	110,500	▲ 50,500	
投資活動収支差額	1,545,930	11,362	1,534,568	
当 期 収 支 差 額	4,561	8,136	▲ 3,575	
前 期 繰 越 収 支 差 額	305,136	297,000	8,136	
次 期 繰 越 収 支 差 額	309,697	305,136	4,561	
(分) (井) 公田 庄苑 (八 宁 5 年 40 久 / 井 3 △) 「 ト 2	509,091	505,150	4,001	

⁽注)1.借入金限度額は、定款第40条(借入金)による。

^{2.}債務負担額 0 円

^{3.}事業収入の①発明奨励振興事業収入には、財団法人JKA補助金が含まれている。(52,643千円、前年39,801千円)